



# 障害に関わる支援



障害のあるお子さんとそのご家族の方への支援をご紹介します。

## 経済的な支援

問 障害福祉課 ☎029-273-0111

### ★障害のあるお子さんのための手当

心身に障害のある20歳未満の在宅のお子さんのために手当を支給します。

※受給には申請が必要です。金額が変わる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

手当の名称	対象者	手当の額	所得制限
特別児童扶養手当	身体障害者手帳3級以上(内部的疾病は例外あり)または療育手帳B以上を所持、もしくは同程度の障害・疾患を有するお子さんを養育している方。	▼1級手当 月額55,350円 ▼2級手当 月額36,860円	あり
障害児福祉手当	身体障害者手帳1級または療育手帳④を所持、もしくは同程度の障害・疾患を有し、日常生活において常に介護を必要とするお子さん。	月額15,690円	あり
ひたちなか市特別児童福祉手当	身体障害者手帳3級以上または療育手帳B以上を所持、もしくは同程度の障害を有するお子さんを養育している方。ただし障害児福祉手当を受けている方は除きます。	月額5,000円	なし

※手当額は毎年見直しが行われます。

## 医療費軽減のための支援

問 障害福祉課 ☎029-273-0111

### ★自立支援医療(育成医療)の給付

指定自立支援医療機関で、手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる18歳未満のお子さん(身体障害者手帳をお持ちでない方も含む)に対し、医療費の一部を助成します(所得制限があります)。

- 申請は、医療を受ける前に行ってください。申請方法等詳細は、お問合せください。

## 用具などの購入補助

問 障害福祉課 ☎029-273-0111

### ★補装具費の支給

身体に障害を持つお子さんの失われた身体機能や障害を補い、日常生活を容易にするため、補装具の購入と修理・借受けに要する費用について補装具費を支給します(所得制限があります)。

※必ず購入等の前に申請してください。

#### 対象者

身体障害者手帳を持っている方、厚生労働大臣が定める特殊の疾病(難病等)の方

## 用具の種類

障害種別	対象となる用具
肢体不自由	義肢、装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置など
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡など
聴覚障害	補聴器など

## 費用

原則一割自己負担です。

## ★ 日常生活用具の給付

### 問 障害福祉課 ☎029-273-0111

障害のあるお子さんの日常生活を容易にするため、各種用具を給付しています。障害の種類や等級、年齢による制限があります。また、小児慢性特定疾病に該当するお子さんに対しても日常生活用具の給付を行っています。

※必ず購入前に申請してください。

## 用具の種類

障害の種類、等級によって給付できる用具が異なります。詳しくは、お問合せください。

入浴補助用具、携帯用会話補助装置、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、拡大読書器、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、ストマ用装具、紙おむつなど

## 費用

原則一割自己負担です。

小児慢性特定疾病児の方は、世帯の所得に応じて負担が生じます。

## ★ 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成

### 問 障害福祉課 ☎029-273-0111

身体障害者手帳交付の対象にならない軽度・中等度の難聴があるお子さんが補聴器を購入する際の費用の一部を助成しています。購入前にご相談ください。

●申請の際は、医師による意見書が必要となります。詳しくは、お問合せください。

## 専門的な療育訓練と保護者支援

## ★ 障害福祉サービス

### 問 障害福祉課 ☎029-273-0111

障害のあるお子さんに対し、福祉サービスの支給決定を行っています。

事業者との契約により以下のサービスを利用することができます。

サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学の障害のあるお子さんに日常生活や、集団生活での適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のあるお子さんに、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	相談員が障害児が通う保育所等を訪問して、他の児童との関わり方や集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、通所が著しく困難な児童の居宅を訪問し発達支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。
居宅介護（身体介護）	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を受けることができます。

●利用できる方…障害者手帳をお持ちのお子さんまたは医師の意見書等により市が必要と認めるお子さん

## 利用方法

障害福祉課に申請後、事業者と契約することで利用できます。

## 利用料

世帯課税状況により一部自己負担があります。

## 地域生活のための支援

問 障害福祉課 ☎029-273-0111

### ★移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のあるお子さんについて、日用品の買い物やレジャーなどの外出の際にヘルパーが付き添い支援します。

#### 対象者

障害者手帳をお持ちのお子さん

#### 利用方法

障害福祉課に申請後、事業者と契約することで利用できます。

#### 利用料

世帯課税状況により一部自己負担があります。

### ★日中一時支援事業

ご家族に対する介護負担の軽減等を目的として、障害のあるお子さんを施設で一時的にお預かりします。

#### 対象者

在宅で障害者手帳をお持ちのお子さん、医師の診断を受け必要と認められるお子さん

#### 利用方法

障害福祉課に申請後、事業者と契約することで利用できます。

#### 利用料

世帯課税状況により一部自己負担があります。

## 重度心身障害者医療福祉費支給制度(マル福)

問 国保年金課医療係 ☎029-273-0111

健康保険に加入している心身に障害をお持ちの方に、保険診療分の医療費の一部負担金を全額助成します(所得額により非該当になる場合があります)。 ※受給には申請が必要です。

#### 対象者

- (ア)身体障害者手帳1、2級の方
- (イ)身体障害者手帳3級で内部障害の方(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害)
- (ウ)療育手帳の判定が㉠またはAの方
- (エ)特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童
- (オ)障害年金1級を受給している方
- (カ)精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (キ)下記①～③を二種類以上重複所持している方
  - ①身体障害者手帳3級または4級
  - ②療育手帳の判定がB
  - ③精神障害者保健福祉手帳2級

#### 受給期間

交付されている手帳等により受給開始日が異なります。詳しくは、お問合せください。  
※毎年6月下旬に更新があります。

#### 助成内容

外来・入院・調剤薬局にかかる医療費(保険診療分)の一部負担金を全額助成

#### ☑持参するもの

- 健康保険証
- 申請者の印
- 身体障害者手帳など、障害の内容や等級が確認できるもの
- マイナンバーがわかるもの
- 本人確認ができるもの(運転免許証など)
- 預金通帳等振込口座がわかるもの

#### 申請窓口

国保年金課医療係/那珂湊支所保険福祉担当